

# 2022年2月議会 一般質問 要旨

2022年2月県議会でおさべ県議は一般質問に立ちました。この議会が終われば知事選です。次の選挙で花角知事が当選すれば、前回の公約をなし崩し的に反故にして原発再稼働は間違いなく実行されます。原発問題を中心に（35問中19問）、コロナ対策、教育、農業問題の4分野について質問しました。

## 1. 新型コロナウイルス感染症対策について

（おさべ）オミクロン株の急速な拡大で、第6波に備え昨年11月末にまとめた想定において、自宅療養者数は最大636人としていたが、1月20日時点でこの3倍を超えた。国と同様にこれまでの第5波までに至る教訓が生かされず、危機感のなさによる想定の高さを指摘せざるを得ないが。

（知事）2月1日時点での療養者数は3,805名と、計画で想定した1,523名の約2.5倍となった。一方、入院者数は、計画で想定した547名に対して、第6波のこれまでの最大は216名となっており、病床がひっ迫することなく適切に対応してきた。これは、重症化率が一定の範囲に収まっているというオミクロン株の特性に加え、まん延防止等重点措置により感染の急拡大を抑えたことや、人員を増加して県全体での入院調整を強化したこと、ワクチン、検査、治療薬等の適切な提供などの取組が効果を発揮しているためと考えている。また、自宅療養についても、第6波対応として、オンライン診療体制を強化と、看護師等を60名程度増員して健康観察対応を強化した。

（おさべ）今後は新たな感染症などパンデミックを想定した保健・医療体制の強化で長期的な対応策が必要と考えるが。

（知事）新たな変異株への対応については、早急に監視するためスクリーニング検査及びゲノム解析の拡充を図っており、このたびゲノム解析を行うための機器である次世代シーケンサーを追加購入し、速やかに2台体制での運用を開始してまいる。また、感染拡大に応じた保健所への応援職員の派遣、病床の拡充、宿泊療養施設の新規確保、自宅療養者の健康観察のための看護師等の増員など体制の拡充に取り組んでいる。現在、国において2024年度から始まる第8次医療計画の議論の中で「新興感染症等の感染拡大時における医療」について検討されており、県としても、国の動向を注視しながら、新興感染症等の感染拡大時

における保健・医療の適切な提供体制等について検討してまいる。

(おさべ) オミクロン株の急速な感染拡大の中、県は、保健所の業務を見直し、同居家族等を除く濃厚接触者への連絡は感染者本人に任せるとしたが、本来の保健所業務ができなくなるまで追い込まれた背景には、この間の行革の中で進められた人員削減が間違いなく影響していると考えている。

(知事) これまで本県では、業務の効率化、集約化、市町村への権限委譲などに合わせた保健所の人員配置を見直してきた中で、地域保健の重要な役割を担う保健師数は維持してきたところだ。また、新型コロナ感染症に対応するための保健所の体制は、発生当初から不断の見直しを行い強化に取り組んできた。特に、昨年11月には第6波に備えた応援体制の見直しを行ったところだが、オミクロン株の感染力は、これまでの変異株よりも格段に強く感染が急拡大した一方で、重症化率が一定の範囲に収まっていることも踏まえ、真に医療が必要な方を速やかに医療につなげることを重視し、感染の可能性が高い同居家族や、感染が拡大した場合に重症者が多数発生するリスクが高い高齢者施設等に調査対象を重点化する等の業務の見直しを行ったところである。今後も、感染者数や必要とされる業務に応じて適切に対応してまいります。

(おさべ)、保健所や医療現場はもとより、保育、教育、介護施設などで働く多くのエッセンシャルワーカーが県民の暮らしを懸命に支えている。その中で自らも感染リスクがある中、県民の感染対策に当たるエッセンシャルワーカーとしての医療従事者などの重要性について、知事の認識を伺う。

(知事) 議員ご指摘のとおり、多くの保育所や学校、福祉施設等において新型コロナの感染が広がり、感染者や濃厚接触者も多く発生する状況下で、保健所職員や、医療従事者も含めて、多数のエッセンシャルワーカーが県民の暮らしを懸命に支えてくださっていると認識している。特に新型コロナ治療に携わる医療従事者の皆様は、感染リスクの高い環境の中で業務に取り組まれており、本県の新型コロナ対策に多大な貢献をしていただいていると感じている。未だ治療薬やワクチンの開発、普及が道半ばであり、新型コロナの終息が見えない状況であることから、医療従事者の皆様には引き続き御協力をお願いするとともに、県としても医療機関や医療従事者をできる限り支援してまいる。

(おさべ) 県立病院では、業務が多忙になる一方で欠員が埋まらず、職場の人間関係を悪化させるなど、パワーハラスメントの一因となり、若年者の早期退職につながっていると聞くが、県立病院の現状について、病院設置者である知事の認

識を伺うとともに、職場改善をどのように進めていくのか伺う。

(知事) 安全・安心な医療を提供するためには、病院運営に必要な人材を安定的に確保する必要があるものと認識している。現在の県立病院においては、年度当初からの欠員や毎年一定程度の早期退職が発生している状況を踏まえると、働きやすい職場環境を整備し、人材を確保する必要があるものと認識している。

(病院局長) 職場環境の状況や取組について、近年、県内他病院に比べ採用試験の日程が遅いことや、広域的な人事異動が看護学生に敬遠されることなどから、受験者数が減少傾向にあり、新規採用者が確保できずに年度当初から欠員が発生しているところである。このため、次年度は、試験日程の前倒しや勤務地域を限定した採用枠を拡充するとともに、資格取得・研修によるキャリアアップ支援などについても積極的にPRすることで、受験者確保に最大限努めてまいります。パワーハラスメントについては、事実を確認しているわけではないが、そのようなことは、本来あってはならないことであると考えている。いずれにいたしましても、意欲ある職員が働き続けられるよう、多様な勤務形態の導入や看護職員の事務負担軽減など、現場の意見を聞きながら検討を進め、ハラスメント対策も含め、働きやすい職場環境づくりを推進してまいります。

(おさべ) 県立病院と同様の状況にある民間医療機関の労働環境整備への支援も必要であると考えているが、令和4年度予算案にどのような事業を盛り込んだのか伺う。

(福祉保健部長) 令和4年度予算案の、病床確保に要する費用補填を行う入院病床確保事業、新型コロナ患者受入によりやむなく生じた一般病棟などの空床への補助を行う新型コロナ患者受入医療機関体制強化事業等で、これらの一部が、医療従事者の確保や特別手当の支給、休憩室の整備など処遇改善や労働環境整備の経費に充当されるものと認識している。また、医療従事者が業務の都合等で帰宅困難な場合に無料で利用できる宿泊施設を確保する医療従事者向け宿泊施設確保事業も医療従事者の負担軽減につながるものと考えている。

## 2. 原発再稼働問題について

(おさべ) 昨年11月に柏崎市及び刈羽村で初めて開催された「3つの検証」に関する県民説明会は、内容のない実にひどいものだったとの住民の声。県民の意見を聞きたいとする池内検証総括委員長を出席させたくないためではなかったかとの穿った見方もできるが、この説明会は何のために行ったのか、その目的と行った結果の評価について所見を伺う。また、参加住民から検証作業に実際に携わった委員の参加を求める意見があり、より意義あるものと考えているが所見を伺

う。

(知事) 3つの検証に関する県民説明会について、県民の皆様と検証に関する情報を共有することは重要であると考えており、これまでにとりまとめられた個別の検証報告書について、情報共有するために県が開催した。説明会は来場者に加え、インターネットを使ったライブ配信も行い、県民の皆様と情報共有したことや、検証に関する理解が深まったとの意見が多数あったことから、一定の成果はあったと考えている。

なお、参加者から、委員の出席を求めるご意見があったことから、検証結果を取りまとめた各委員会の座長に説明会への協力をお願いし、了解をいただいた。これを踏まえ、今後開催する説明会の運営形式を検討してまいる。

(おさべ) 検証総括委員会及び3つの検証委員会は、究極のところ、県民が再稼働の是非の判断をするに際しての材料を提供するために設置されたものと考えますが、何のために設置された委員会なのか。

(知事答弁) 県として、柏崎刈羽原発の再稼働を判断する材料を得るため、福島第一原発事故の事故原因等の検証が必要という考えのもと、個別の検証委員会を設置し、各検証委員会の検証結果に矛盾等がないか確認し、取りまとめたいただくために検証総括委員会を設置したものと理解している。

(おさべ) 私は率直に言って、花角知事がどう繰り返そうと、米山前知事の検証総括を継承していないと言わざるを得ない。花角知事は検証総括委員会の任務は、「各分野の専門家に客観的、科学的に検証していただいた結果について、矛盾等がないかを各委員に確認していただき、3つの検証を取りまとめたいただくこと」と言っている。一方、米山前知事は第1回検証総括委員会で検証には二つの段階がある。最初は意思疎通・意思統一を図ったうえで各検証委員会をきちんとやるという段階。そこでは総括委員会を年に1、2回開き、各委員会の審議経過の報告を受け、例えば隙間部分などお互い意見を交わす段階です。次に報告書を作るという段階。そこはそれぞれの専門がありつつも、大所高所から全体に対して意見を言う気持ちで報告書を見る。それを委員長がまとめ最終的な報告書とするという主旨の発言をしている。花角知事の発言は第一段階の各報告書の提出前の議論もなく、この二つは似て非なるものでまさに換骨奪胎と言わざるを得ないが、知事はどのように考えているのか所見を伺う。

(知事) 第1回検証総括委員会において、米山前知事は「最初の各検証委員会をきちんとやるという段階と、次の報告書を作るという段階の2つに分かれると思っております」と発言している。各検証委員会において、事実に基づき客観的、科学的に検証するために必要な項目・課題を設定し、議論していただい

るところであり、検証状況については、検証総括委員会の委員とも情報共有を行ってきた。また、取りまとめられた報告書は昨年1月に開催した第2回検証総括委員会において、各検証委員会の座長が内容を報告して確認していただいた。米山前知事は、情報の共有が重要であると述べていることから、今後とも各検証委員会の開催の都度、検証総括委員会委員にはその状況をお知らせしてまいる。

(おさべ) 知事は池内検証総括委員長と「共通認識を持つことができない」として長らく検証総括委員会を開催しておらず、その理由として池内委員長が柏崎刈羽原発の安全性や東電の適格性について、県として求めていることを議論しようとしていることなどを挙げている。しかし、3つの検証の目的が原発再稼働を県民が判断するための材料提供であるならば、それは何らおかしいことではなく、3つの検証の科学的な総括は安全性の深堀の観点からも県民目線に立っているなど、むしろ県民はこれこそを望んでいると考えるが、知事の所見を伺う。また、知事は今こそ県民目線に立って早急に検証総括委員会を開催すべきと考えるが併せて伺う。

(知事) 検証総括委員長が求めている柏崎刈羽原発の安全性や東京電力の適格性については、既に技術委員会で確認を行っている。検証総括委員会は、3つの検証委員会それぞれにおいて各分野の専門家に客観的、科学的に検証していただいた結果について、矛盾等がないかを各委員に確認していただき、3つの検証のとりまとめをしていただくことが任務である。そのため、検証総括委員会は個別の検証のとりまとめに合わせて開催したいと考えている。なお、委員長からは昨年の秋、今後の進め方について考える時間が欲しいと言われ、連絡をお待ちしていたところだが、現時点で共通認識を持つことができていない。

(おさべ) もし池内委員長の考えに合理性がなければ議論の中で支持されず、県民も支持しないことは明瞭である。検証総括委員会は、県民に対して、柏崎刈羽原発再稼働の是非の判断のための材料を提供するために設けられたと考えているが、そうだとすれば、知事と池内委員長との意見の違いについて、どちらが県民にとっての安全安心、県に対する信頼感に寄与するのか、県民の意見を聞かれたらどうかと考えるが、所見を伺う。

(知事) 検証総括委員会は、県の原子力行政に資するため、知事の求めに応じ、各分野の専門家に客観的、科学的に検証していただいた3つの検証結果を総括することを目的に設置したものである。検証総括委員長が求めている柏崎刈羽原発の安全性や東京電力の適格性については、技術委員会で確認を行っている。また、福島第一原発の処理水への対応を踏まえた東京電力の適格性については、本県で議論することは適当ではないことから、いずれも検証総括委員会の設置

目的にそぐわないものと考えている。

(おさべ) 検証総括委員会による県民意見聴取の場の設定について、知事は「委員会の総意としてそうした意見が示されれば検討したい」としている。第2回委員会では委員長はじめ委員の中からも意見が出ており、先述の県民説明会でも委員の出席を望む声が出ていたと聞く。委員会の総意などと開催させない口実と受け取られかねないことはやめて、県民目線で判断すべきと考える。県民意見聴取の場の設定について改めて伺う。

(知事) 検証総括委員会の任務は、3つの検証委員会それぞれにおいて各分野の専門家に客観的、科学的に検証していただいた検証結果をとりまとめることであり、県がその結果を広く県民の皆様と情報共有するとともに、評価をいただくこととしている。そのため、とりまとめの過程で、県民の皆様のご意見をお聞きすることは考えていないが、検証総括委員会の総意として県民の意見を聴取したいという意見が示されれば検討したい。

(おさべ) 知事改選後の任期中に再稼働の判断しなければならない可能性が極めて高いという点では、柏崎刈羽原発に係る状況は4年前と変わらない。前回、当時の花角候補は、再稼働慎重派の相手候補者の勢いに押され、中途からいわゆる抱き込み戦術をとり、「再稼働の判断に際しては職を賭して信を問う」との方針転換で、慎重派からも一定の支持を得て当選されたと考えている。議会での同種の質問で「信を問う」について「重い判断である」とも述べている。5月の知事選では当然その立場を堅持し「再稼働の判断に際しては職を賭して信を問う」は公約に迷うことなく掲げると考えているが、所見を伺う。

(知事) 知事選の公約については今後整理してまいるが、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働については、知事就任当初からの考えに変更はない。

(おさべ) 6号機「大物搬入建屋」の杭の破断問題で、東電は昨年8月に事実を把握しながらすぐに公表せず、3カ月も遅れたことについて相変わらずの住民軽視と言わざるを得ないが、この問題に係る東電の対応について所見を伺う。

(知事答弁) 安全に関する情報は、可能な限り速やかに公開すべきであると考えております。

(おさべ) 原子力規制庁も、規制事務所が確認しているにもかかわらず速やかに公表をしなかった。IDカード不正利用問題における原子力規制庁の対応に県民の不信感が未だ消えない中、この度の対応について、住民からの信頼の観点も含め、所見を伺う。

(知事) 原子力発電所の安全規制については、法に基づき原子力規制委員会が一元的に権限と責任を有しており、その事務局である原子力規制庁も含め、規制当局への信頼こそが唯一の頼りである。原子力規制庁には、真に国民の信頼が得られるよう、厳格かつ適切に対応していただきたいと考えている。

(おさべ) 杭の損傷について、原子力規制庁や東電からどのような説明があったのか伺うとともに、県として抗議等も含めどのように対応したのか伺う。また、東電は、社内ルールに基づいて、杭の再点検に消極的と言われるが、納得のいく説明が必要と考えるが、所見を伺う。

(知事) 県、柏崎市、刈羽村、東京電力の4者で締結している安全協定において、発電所の管理等の状況について積極的に情報公開を行う旨が定められており、東京電力には今回の杭損傷についても、しっかりと説明していただきたいと考えている。

(防災局長) 柏崎刈羽原発6号機の大型搬入建屋の杭損傷については、昨年11月4日、東京電力から説明を受けた際、原因究明と他の施設の状況等の確認を要請した。また、原子力規制庁からは6号機の杭損傷に対する今後の対応について昨年11月16日と今年2月10日に説明を受けた。県では、昨年11月17日と12月10日の2度にわたり、柏崎市、刈羽村とともに安全協定に基づき現場を確認するとともに、12月23日に開催した技術委員会で、東京電力から説明を受け、確認していただいた。

(おさべ) 2020年12月の7号機の大型搬入建屋の建て替えに際し、損傷の有無を確認せずに杭を廃棄したことについて、どう考えるか所見を伺う。

(知事) 建屋の耐震性を強化する工事を行うにあたり、6号機は建屋を継続して利用するため、地下に埋設された杭の点検をしたところ損傷を確認したが、7号機は建屋を新しく建て替えることとし、建屋の上物(うわもの)と基礎部の点検で異常が認められなかったことから、杭を点検することなく、通常の工事手順に沿って杭は上部を撤去し、残りは土中埋設したと聞いている。中越沖地震は柏崎刈羽原発にとって重要な教訓を得る機会でもあったことから、点検することも意義があったのではないかと感じている。

(おさべ) 更田委員長は、中越沖地震以降に被災状況を点検していない約1,800本の杭の点検については、再調査するかどうかは「東電の判断だ」としているが、安全性の厳しい審査が要求される規制委員長としての認識を疑わざるを得ないが、知事の所見を伺う。また、未点検の約1,800本の杭について、県として規制庁並びに東電に点検の要請をすべきと考えるが、併せて所見を伺う。

(知事) 議員ご指摘の発言の詳細は承知していないが、原子力発電所の安全規制については、法に基づき原子力規制委員会が一元的に権限と責任を有しており、その事務局である原子力規制庁も含め、規制当局への信頼こそが唯一の頼りである。原子力規制委員会及び原子力規制庁には、真に国民の信頼が得られるよう、厳格かつ適切に対応していただきたいと考えている。なお、6号機の杭の損傷について、東京電力の原因調査を踏まえ、原子力規制委員会は今後、現地確認を行うと聞いており、その結果を受け、県として必要な対応を検討してまいる。

(おさべ) 杭問題に続き、またしても6、7号機の消火設備の配管工事ですきんな溶接が行われていたことが匿名の申告によりようやく明らかになった。この溶接問題についての所見と東電に対しどのように対応してきたのか伺うとともに、繰り返される東電の不祥事について所見を伺う。

(知事) 県は、本件に関する報道を受け、東京電力に対し、徹底的な点検と安全に関する情報は確認できた段階で、可能な限り早く公表するよう要請するとともに、柏崎市、刈羽村とともに安全協定に基づき現場を確認した。この問題は、受注業者が正しく施工管理しているかどうかを東京電力が確認していなかったこと等により起こったものであり、東京電力には、安全最優先の取組を、行動と実績で示していただきたいと考えている。

(おさべ) 東電は、東京エネシスが配管施工計画を把握すべきだったとして下請けのせいにするなど、極めて高い安全性が求められる施設の管理責任があるにもかかわらず、安全意識の欠如など体質は全く変わっていないと言わざるを得ないが所見を伺う。

(知事) 今ほど答えたとおり、東京電力には、安全最優先の取組を、行動と実績で示していただきたいと考えている。

(おさべ) 内閣府の豪雪時における「屋内退避を優先する」との基本的な対応方針はPAZ区域について即時避難を基本とすることからの方針の変更であるが、これまでの即時避難と比べて被ばく量はどれだけ多くなると考えているのか伺う。また、基本方針の変更に際し、再稼働決定への極めて大きな影響力を持つ知事は、避難住民の許容できる被ばく量について所見を伺う。

(知事) 原発事故時に即時避難と屋内退避をしたケースでどのような差異があるかは、事故の状況でも異なり、一概に申し上げることはできない。また、被ばくの許容量については、国の原子力災害対策指針においても示されておらず、県として独自の許容量を設定することはできないが、指針には避難等を実施する基準となる放射線量が示されており、県の広域避難計画においてもこの基準に



基づいて対応することとしている。なお、国の防災基本計画においては、従前から、自然災害によるリスクが高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とすることとされており、方針に変更はないものと承知している。

(おさべ) 豪雪との複合災害時における除雪作業に伴う被ばく量などの基準について、内閣府は「現時点で一律に詳細な指針をつくることは考えていない」としており、これでは関係業者はもとより県民は到底安心できるものではないと考えるが、再稼働の判断材料となる除雪作業における被ばく限度量について知事の所見を伺うとともに、指針作成を強く国に要請すべきと考えるが、併せて所見を伺う。

(知事) 緊急時における防災業務関係者の放射線防護に係る基準については、全国知事会や立地道県で構成する原子力発電関係団体協議会を通して、国に対し基準を定めるよう求めている。また、柏崎刈羽地域原子力防災協議会作業部会において、原子力災害と雪害の複合災害時における対応について検討することとされており、原子力災害時の除雪作業に関する考え方についても示していただくよう、国に対し求めている。

(おさべ) 高速道と国道が同時に通行止めになった場合の対応について、内閣府は「代替経路の活用を検討するほか、避難場所を変更するなど、その時点で最適な手段をとってもらいたい」とのことであるが、これも場当たりの無責任なものではないかと考えるが知事の所見を伺う。

(知事) 県広域避難計画では、避難道路が被災し使えない場合は、道路管理者等と協力して対応することとしており、原子力災害時における対応力の向上を図るため、今月、国や市村、NEXCO東日本などと連携し、豪雪等により避難道路が使えない場合を想定し、避難調整や道路除雪等の手順を確認する訓練を実施したところである。除雪体制の強化について、県だけでなく、全国知事会や原子力発電関係団体協議会も通じ、国に対し要望しているところであり、引き続き、関係機関と連携し、避難道路の確保について、しっかりと取り組んでまいらる。

(おさべ) 立地自治体以外の市町村の意見をどうまとめるか示すように県が求められたことについて、県の担当者は「適切な時期に示せるよう対応したい」と話したとある。いつどのような方法を考えているのか伺う。

(知事) 柏崎刈羽原発の再稼働について立地自治体以外の市町村の意見を取りまとめる時期と方法について、再稼働に関する議論も始まっていない現段階で、具体的な時期、方法について決めているものはない。

(おさべ) 市民団体からの、再稼働の是非について「県民の信を問うことが大事だ」との要請について、知事は「県民の意思を確認するプロセスを約束している。変わらず対応したい」と応じたとの報道があった。知事は前回知事選前の記者会見において「県民の気持ちをくみ取って一定の結論を出し、職を賭して信を問いたい」と述べており、当然にこのことを踏まえてのことと思うが、具体的にどのようなことを考えているのか所見を伺う。

(知事) 繰り返しになるが、再稼働に関する議論も始まっていない現段階で、具体的な方法について決めているものはない。

### 3. 教育問題について

(おさべ) 文科省の調査により、全国の公立小中高校・特別支援学校の教員が、2021年4月の始業日時点で2,558人不足している実態が明らかになった。県内県立高校でも1人不足とのことであったが、小中学校・特別支援学校も含めその後の状況について、不足人数の多い月などの実態と、認識について伺う。

(教育長) 教員不足の状況について、市町村立小中特別支援学校においては、今年度4月始業時点での未配置はなかったが、6月から病気休職や育児休業等の取得者に代わる講師を確保できず未配置が生じ、9月以降は40人前後で未配置が推移している。県立特別支援学校と県立高校等においても、同様の理由により、2月1日現在それぞれ8人、3人が未配置となっている。特に小学校では、代替教員を配置できない場合、教頭や教務主任等が代わりを務めることとなり、学校運営にも影響することから、講師の確保は重要な課題であると認識している。県教育委員会としては、講師確保のため、退職者や教員免許保有者等に個別に働きかけるなど、引き続き人材の掘り起こしに努めてまいり。

(おさべ) 「警戒レベル」と言われるような教育職場の多忙なイメージが広まり、教員のなり手不足が深刻化しているが、ここ数年の本県の教員の人員不足について、総合教育会議議長である知事の認識を伺う。また、新潟県の教育を持続可能にするためにも、教員の仕事をより魅力あるものとする実効性のある具体的な方策が必要と考えるが、知事の所見を伺う。

(知事) 議員ご指摘のとおり、教員志願者の減少や講師不足が深刻化しており、教育の質の維持・向上や円滑な学校運営の面からも喫緊の課題であると認識している。このため、教育委員会には、教員を安定的に確保できるよう多忙化解消の取組を行うとともに、教員としての達成感が感じられるよう児童生徒と向き合い、その成長をしっかりと支援できる環境づくりを進め、教員の仕事がより魅力

のあるものとなるよう取り組んでもらいたいと考えている。

(おさべ) 新潟県で講師登録者を増やすためにも、代替教員の賃金面や休暇制度などの処遇改善が不可欠と考えるが所見を伺う。

(教育長) 地方公務員法上の臨時的任用職員である代替教員の給与や休暇制度については、その職務や職責、他の任命権者等との均衡を考慮し決定されるものであり、今後も実態に即して処遇を検討してまいる。代替教員の確保に向けて、多忙化解消による働きやすい環境づくりを進めるとともに、教員の仕事のやりがいや魅力を伝える効果的な取組を、粘り強く実施していきたいと考えている。

(おさべ) 市町村立学校や県立学校において、濃厚接触者リストの作成・管理といった保健所業務の一部を代わりに行っており、この度の見直しによって学校現場はさらに厳しく凄まじいものとなったが、知事及び教育長はこの実態についての認識を伺う。また、保健所の本来業務は学校に行わせるべきではないと考えるが、知事の所見を伺うとともに、増員や全庁的な応援体制の構築など早期に図るべきと考えるが所見を伺う。

(教育長) これまでも、学校が感染者の行動履歴の調査や接触者のリストの作成を行っており、その上で保健所が濃厚接触者を特定してきたところです。保健所が担ってきた濃厚接触者の特定作業を学校が行うことに伴い、教育委員会が医療調整本部の意見を聞いた上で、ガイドラインを作成、配付しており、また、クラスターが発生した場合には、学校と協議を重ねながら方針を決めるなど、学校現場の負担軽減に努めている。

(知事) 学校内における濃厚接触者の特定に当たっては、個人ごとに日々の学校内での活動状況を保健所が聴き取ることは困難であることから、保健所業務の見直し前から学校の協力を得て実施してきた。今般の保健所による調査対象の重点化は、真に医療が必要な方を速やかに医療につなげることを重視して整理したものであり、学校関係者の皆様には、感染防止対策のための濃厚接触者リストの作成や、自宅待機の管理などで多大な負担をおかけしていますが、趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いしたいと考えている。県内の感染状況の変化や、新たに国の方針が示された場合などに、適宜、濃厚接触者の調査手法の見直しを検討してまいる。また、保健所においては、感染症対応の中核となる保健師を国の方針も踏まえて増員することとしている。併せて、会計年度任用職員の採用や、振興局内の各部職員による応援も臨機応変に強化しているところであり、引き続き新型コロナ対応を適切に行ってまいる。

(おさべ) スクール・サポート・スタッフの全校配置を求める声が極めて大きい

が、学校現場の実態に応じ、増員などを含めたきめ細やかな対応が必要と考えるが、所見を伺う。

(教育長) 今年度は、58校に配置し、教職員の負担軽減を図っておりますが、来年度の予算編成に当たっては、市町村の意向を踏まえ、配置の更なる拡充に努めたところだ。

県教育委員会としては、今後も市町村教育委員会に対して小中学校の業務の見直しを働きかけるとともに、スクール・サポート・スタッフをさらに有効活用することができるよう、国の補助率の引き上げ等、財政措置の拡充を全国都道府県教育長協議会等を通じて、引き続き要望してまいります。

(おさべ) 令和4年度県公立高等学校入学者選抜「特色化選抜」について、2月8日に予定していた面接検査等を行わず出願書類のみで選抜したことの評価について所見を伺う。

(教育長) 特色化選抜は、各高等学校が設定した実績要件を満たした生徒を対象に、中学校長からの推薦書や調査書と合わせて、面接検査や実技検査により意欲や技能を評価することが基本であるが、今年度については、新型コロナウイルス感染症の急拡大を受け、特例の措置として出願書類のみで選抜を行った。面接検査や実技検査の準備をしてきた受検生の中には残念に感じた生徒もいたものと認識しているが、受検機会の公平性確保の観点からは、やむを得ない措置であったと考えている。

(おさべ) 無症状濃厚接触者の県立高校入学者選抜「一般選抜」について方針を伺う。別室受験の場合、安全確保のための課題と対応について所見を伺う。

(教育長) 濃厚接触者に特定された場合であっても、無症状であれば保健所によるPCR検査又は抗原定性検査キットにより陰性を確認できた受検生については、別室で受検できることとしている。抗原定性検査キットについては、受検生が入手できない場合も想定して、教育委員会が確保することとしている。また、受検会場での感染防止対策として、受検生や監督者となる教職員のマスクの着用や教室の換気、手指消毒を徹底し、安全に受検できるよう対応してまいります。

## 4. 農業問題について

(おさべ) 2021年産米の県生産目標は面積ベースで前年から10.5%減に設定していたが、実績は前年から4.6%減にとどまった。2004年以降最大の減産幅であったものの、目標の半分程度に終わったが、この原因をどのように分析しているのか伺うとともに、2022年産米の県生産目標の達成に向けて、今後どのように

取り組んでいくのか伺う。

(農林水産部長) 2021年産米の需給調整については、過去最大の作付転換が実現したものの、目標まで及ばなかった背景には、地域によって取組に対する農業者の受け止めに差があったためと認識している。米価の安定には、主食用米の民間在庫量の適正化を図ることが重要であり、需給環境の改善に向けて、もう一段努力する必要があると考えている。このため、2022年産米の需給調整の推進に当たっては、農業者に作付転換の必要性をいま一度理解していただくよう、主食用米の需給動向などの情報を的確に伝えるとともに、特に2021年産の取組が進まなかった産地に対して、重点的に働きかけを行ってまいり。その上で、国や県の支援策を最大限活用していただき、各産地において需要に応じた生産が適切に行われるよう、農業団体と一体となってオール新潟で取り組んでまいり。

(おさべ) 県はこの度、改正種苗法の施行に伴う県育成品種の自家増殖への対応方針を策定したが、農業者がこれまでどおり不利益になることなく安心して農業に従事できることが重要であると考えているが、どのような考えの下で策定したのか知事の所見を伺う。

(知事) 県育成品種の自家増殖への対応について、改正種苗法施行後においても、これまでと同様に農業者が県育成品種を利用し、安心して農業経営に取り組めることが重要と考えている。このため、種苗の適正な流通管理を図りつつ、農業者の新たな負担が生じない取扱いとすることを基本に、本県の対応方針を本年1月に策定し、農業者や関係団体に周知したところであり、本方針に基づいて県育成品種が活用されるよう運用してまいり。

(おさべ) 昨年5月に国が策定した「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、本県の『AFFリーディングプラン』の見直しに際し、有機農業の更なる強化なども含めた環境と調和した持続可能な農業を推進すべきと考えるが、今後の取組について所見を伺う。

(知事) 「みどりの食料システム戦略」が目指す農林水産業のCO<sub>2</sub>ゼロエミッションの実現に向け、県では、AFFリーディングプランの見直しにおいて、有機農業の団地化などによる炭素の農地土壌吸収の促進や、水田の落水期間の長期化などによる温室効果ガス削減の観点で原案を作成し、現在、パブリックコメントを行っているところだ。

有機農業のモデル産地の育成や、省力的で環境にやさしい栽培体系への転換を推進する予算を本定例会にお諮りしているところであり、将来の世代に安全で快適な環境を継承できるよう、環境と調和した持続可能な農業を推進してまいります。